

令和2年度 ひきこもり対策特別委員会 活動報告

令和2年度中におけるひきこもり対策特別委員会の活動状況について、本書のとおり報告します。

令和3年3月30日

墨田区議会議長

樋口敏郎様

ひきこもり対策特別委員長

高橋正利

1 委員会の目的

ひきこもりに関する諸問題について、総合的に調査し対策を検討する。

2 委員会の開会実績

(1) 特別委員会

回数	開会日時	調査内容
第1回	令和2年 5月27日 13:59~14:07	1 委員長の互選について 2 副委員長の互選について
第2回	6月17日 17:11~17:21	1 令和2年度ひきこもり対策特別委員会運営方針について
第3回	7月8日 13:00~14:26	1 生活状況に関する調査(内閣府)の概要について 2 ひきこもり予備軍に係る区の現況について 3 ひきこもり予備軍に係る区の取組状況について
第4回	令和3年 2月5日 14:00~15:44	1 ひきこもりなど制度のはざままで孤立した方や家庭を把握するとともに、伴走支援ができる体制の実現に向けて (1) 重層的支援体制整備事業 ア 「断らない相談支援」について イ 「参加支援」について ウ 「地域づくり」について
第5回	3月30日 17:23~17:29	1 「令和2年度 ひきこもり対策特別委員会 活動報告」について

(2) 勉強会

-	10月8日 13:00~15:13	* ひきこもり対策特別委員会における勉強会 第1部 講演: 「ひきこもりとは~現状と課題~」 講師: NPO法人CNSネットワーク協議会 代表など2人 第2部 同講師との意見交換
---	----------------------	---

3 委員会における各種実施状況

項目		実施の有無 (/ ×)
行政調査の実施		×
議会基本条例 第13条関係	委員相互間の議論	○
	議事堂外の場所における委員会の開会	×
	区民等との意見交換会等の開催	○
議会基本条例 第14条関係	政策立案及び政策提言の積極的な実施	×
	条例案（区長が提出した条例案に対する修正案を含む。）の提出	×
議会基本条例 第20条関係	公聴会の開会	×
	参考人の招致	×

実施概要

1 勉強会の開催

令和2年10月8日、ひきこもりに関する実態や現状を把握することを目的に、NPO法人CNSネットワーク協議会から講師2人を招き、勉強会を開催した。〔参加者：ひきこもり対策特別委員会委員10人及び副議長、傍聴議員：10人程度〕

2 委員相互間の議論

令和3年2月5日開会の本委員会において、改正社会福祉法に新たに規定された重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、「ひきこもりなど制度のはざまに孤立した方や家庭を把握するとともに、伴走支援ができる体制の実現に向けて」をテーマに委員間討議を実施した。

4 委員長所見（今年度の委員会活動状況、次年度も本委員会を継続して設置する必要性など）

本委員会は、ひきこもりへの対応は重要な政策課題であり、議会として本区の現状や国・都の方針、他自治体の事例等を調査・研究し、区の施策等へと反映していくことを目的に、今年度、新たに設置された特別委員会である。

今年度は、「ひきこもりに関する『断らない相談支援』実現のための課題解決策は何か。」をテーマに、区の福祉、保健衛生、子育て及び教育の各部門における現状把握並びに人員、体制、制度及び連携などについて課題抽出を行った後、現場の状況を踏まえた分析を行い、対策を考え、政策提言を行うこととした。

令和2年7月、本委員会における「ひきこもり」の定義は、生活状況に関する調査結果（平成31年3月・内閣府）における「広義のひきこもり」に準じるものとし、これらの掘り起こしや予備軍の把握を行った上で、現場の状況や具体例を踏まえた分析を行い対策を検討していくことを当委員会における共通認識とした。

同年10月、東京都若者社会参加応援事業登録団体であり、本区においても「すみだ みんなのカフェ」を運営しているNPO法人CNSネットワーク協議会から講師を招き、勉強会を開催した。ひきこもりという具体的な社会問題を調査・研究するに当たり、各委員が専門的な知識を習得できたことは、大変有意義であったものとする。この勉強会は、墨田区議会基本条例第23条に基づいて開催する「特別委員会における研修会」のモデルケースともなった。

同年2月、改正社会福祉法に新たに規定された重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、「ひきこもりなど制度のはざまに孤立した方や家庭を把握するとともに、伴走支援ができる体制の実現に向けて」をテーマに、委員間討議を実施し、課題の整理を行った。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により予定どおり委員会を開会することができず、現時点において調査目的を達成できたとは言い難い。一方、外出が抑制される特殊な社会状況のもと、“ひきこもり”はより潜在的に、更に拡大する可能性が示唆されており、本委員会に期待される役割はますます大きくなるものと思料される。こうした状況を踏まえ、本委員会については来年度も引き続き設置し、調査活動を継続するべきであるとする。